

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 改正の趣旨・概要

- キャリアアップ助成金の処遇改善コース（短時間労働者の労働時間延長）は、有期契約労働者等の週の所定労働時間を 25 時間未満から 30 時間以上に延長し、厚生年金保険・健康保険（以下「社会保険」という。）を適用した場合に助成を行うものである。支給額については、平成 31 年度末までの暫定措置として、1 人あたり 20 万円（大企業は 15 万円）としている。
- 平成 28 年 10 月より、従業員 501 人以上の企業に勤務する短時間労働者に対して社会保険の適用が拡大される（※）。当該適用拡大にあわせ、キャリアアップ助成金の処遇改善コース（短時間労働者の労働時間延長）の対象者の要件を見直し、週の所定労働時間を 5 時間以上延長し、当該有期契約労働者等が新たに社会保険の被保険者となった場合とする。
 - ※ 現在は、一般的に週の所定労働時間が 30 時間以上の者が社会保険の加入の対象であるが、それに加え、従業員 501 人以上の企業で働く者が週の所定労働時間 20 時間以上等の要件を満たした場合も、社会保険の加入の対象となる。
- また、平成 31 年度末までの暫定措置として、短時間労働者への社会保険の適用を一層促進するため、週の所定労働時間を 5 時間以上延長又は週の所定労働時間を 1 時間以上 5 時間未満延長するとともに処遇改善コース（賃金規定等改定）の実施により有期契約労働者等の処遇の改善を図り、当該有期契約労働者等が新たに社会保険の被保険者となった場合に、当該措置を講じた事業主に対して延長した時間の区分に応じ次に掲げる額を支給する。
 - 1 時間以上 2 時間未満延長：対象者 1 人につき 4 万円（大企業は 3 万円）
 - 2 時間以上 3 時間未満延長：対象者 1 人につき 8 万円（大企業は 6 万円）
 - 3 時間以上 4 時間未満延長：対象者 1 人につき 12 万円（大企業は 9 万円）
 - 4 時間以上 5 時間未満延長：対象者 1 人につき 16 万円（大企業は 12 万円）
 - 5 時間以上延長：対象者 1 人につき 20 万円（大企業は 15 万円）
- その他所要の規定の整備を行う。

2. 根拠法令

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 62 条第 1 項及び第 2 項

3. 公布日・施行日

- (1) 公布日 平成 28 年 9 月下旬
- (2) 施行日 平成 28 年 10 月 1 日

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について

<短時間労働者の就業促進のための対策>

背景

- 短時間労働者について、将来の年金等を厚くしていくため、平成28年10月1日から501人以上の企業で短時間労働者に社会保険の適用拡大(平成24年に法改正)。
※ 週20時間以上、年収106万円以上、勤務期間1年以上見込み、かつ、学生以外の者に適用。
- 就業調整を防ぎ、社会保険の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者の賃金の引上げや、本人の希望を踏まえて働く時間を延ばすことを通じ、人材確保を図る意欲的な事業主に対し、取組への一時的な支援を行う必要がある。

キャリアアップ助成金の活用

社会保険の適用に際して、短時間労働者の賃金引上げや、本人の希望を踏まえて労働時間延長を行った事業主に対して、賃金引上げ幅や労働時間延長幅に応じて助成する。

短時間労働者の労働時間延長(処遇改善コース)

<平成28年4月1日～平成28年10月1日の措置> 【改正前】

- 週労働時間を25時間未満から30時間以上に延長し社会保険適用した事業主へ助成(助成額)1人当たり20万円(大企業15万円)

<平成28年10月1日～平成32年3月31日の措置> 【改正後】

- 週労働時間を5時間以上延長し社会保険適用した事業主へ助成(助成額)1人当たり20万円(大企業15万円)
- 賃金規定等改定(処遇改善コース)と併せ労働者の処遇改善を図った事業主に対して、延長した労働時間に応じ助成(助成額)1時間以上2時間未満:1人当たり4万円(大企業3万円)
2時間以上3時間未満:1人当たり8万円(大企業6万円)
3時間以上4時間未満:1人当たり12万円(大企業9万円)
4時間以上5時間未満:1人当たり16万円(大企業12万円)

<参考>賃金規定等改定(処遇改善コース)

- 賃金規定等を改定し、短時間労働者の賃金を2%以上増額させた事業主へ助成(助成額)1事業所当たり人数と対象範囲に応じて5万円～300万円(大企業3/4程度)

助成を受けることができるケース(例)

